

和光市防犯パトロール用品貸与基準

防犯パトロール用品は、自主的な防犯活動を行う団体の支援として貸与するものであり、防犯意識の啓発や、犯罪への抑止力の一層の向上を目的とする。

用品の貸与基準は下記のとおりとする。

記

1 貸与対象

用品は、以下の要件を満たす団体へ貸与する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住民への防犯意識の啓発及び防犯パトロールを行う団体
- (2) 和光市に在住、在勤及び在学する者により構成された団体
- (3) 無報酬で行われる活動であること

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 貸与品

- (1) キャップ (2) ジャンパー (3) ベスト
- (4) 腕章 (5) たすき (6) 懐中電灯

ただし、(2)と(3)に関しては、どちらか一方とする。

3 貸与申請

- (1) 用品の貸与を希望する団体は、危機管理室へ「和光市防犯パトロール用品貸与申請書兼受領書」により貸与申請を行うこと。
- (2) その際、団体においては、構成員の名簿を併せて提出すること。

4 貸与期間

貸与期間は、自主的な防犯活動が実施されている間とする。

5 貸与数

それぞれ原則として1団体10枚以内とする。ただし、貸出枚数に余裕ある時はこの限りでない。

6 活動報告

用品の貸与を受けた団体は、防犯活動実施後、「防犯活動報告書」を危機管理室へ提出すること。

7 貸与品の管理

紛失等による悪用を防ぐため、貸与期間中は貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使用しないこと。

その他

防犯活動中の事故あるいはけがについては、全国市長会市民総合賠償保険の適用があるため、速やかに危機管理室まで報告すること。